

京都

ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

Contents

- 2 ケアマネジャーとして知っておきたい2020年度診療報酬改定のポイント
—入院料の実績評価に注目—
- 3 令和元年度京都市保健福祉局との懇談会のご報告
- 4 令和元年度京都市北西・北東ブロック合同研修会のご報告
- 5 創立20周年を迎えるにあたって
20周年記念式典・祝賀会開催のご案内
- 6 公益社団法人京都府介護支援専門員会代議員の役割について
- 7 令和2年度公益社団法人京都府介護支援専門員会代議員選挙について
—立候補および推薦について—
- 8 事務局からのお知らせ／編集後記

ケアマネジャーとして知っておきたい 2020年度診療報酬改定のポイント

—入院料の実績評価に注目—

2020年度診療報酬改定は、外来や在宅について、初診料・再診料、訪問診療料も据置で診療所にとっては、小幅な改定となった。また多くの医療機関に関連する新設評価項目や新たな適正化策もなく、前回改定ほどの大きなインパクトなき改定となった。ただ入院については慢性期以外の急性期、回復期でそれぞれの病院の患者比率や受入実績が厳格化された改定となっている。

各種加算などで評価された手堅い改定

—急性期入院基本料の重症度、医療・看護必要度の該当患者の見直しの影響—

入院料も基本点数は据置で、各種加算の算定要件見直しと一部の加算点数引上げなどで終わった。急性期入院基本料では重症度、医療・看護必要度の該当患者の見直し、同割合の引上げ。地域包括ケア病棟・入院料の在宅患者受入実績、回復期リハビリテーション病棟1と4のリハビリテーション実績指数引上げも実施され、「ふるい分け」改定となったとも言える。とりわけ急性期一般

入院料1では看護必要度Iで現行30%から「31%」に、同IIでは25%を「29%」などにそれぞれ引き上げられる。加えて対象患者には救急搬送患者や2万点以上の手術実施患者が追加見直しされた。一方、「診療・療養上の指示が通じない」や「危険行動のある」患者についての取り扱い見直し（非該当）があり、小規模な内科系病院にとっては高いハードルとなる。

地域包括ケア病棟入院料等1と3の実績要件見直し

—回復期リハビリテーション病棟は実績指数引上げ—

地域包括ケア病棟をもつDPC病院にとっては、DPC対象病棟から地域包括ケア病棟に転棟した場合のメリットが少なくなる改定となった。具体的に地域包括ケア病棟入院料の算定方法は、これまで地域包括ケア病棟に転棟した日から当該病棟の点数が算定できていた。このメリットは、DPC入院期間に応じた点数より地域包括ケア病棟入院料の方が高い点数である場合が多いことだ。今改定から同一病院内のDPC対象病棟から地域包括ケア病棟に転棟した場合、診断群分類点数表（DPC）の入院日IIまでの間、診断群分類点数表で算定することに改められメリットが少なくなった。さらに、病床規模が大きいほど自院の急性期病棟からの患者の受け入れ比率が高いことが問題視されていたことから、400床以上の病院では、地域包括ケア病棟における入院患者に占める同一病院の一般病棟から転棟した患者の割合が6割未満であることなどが新たに規定された。6割を越えると全ての患者の入院料が10%減算となる。

において自宅等から入院した患者割合を10%以上から15%以上引上げ。自宅等からの緊急の入院患者の受け入れ人数は、前3カ月間に3人以上を6人以上に改められた。その他訪問診療や訪問リハビリテーションの実績なども見直しされ、地域包括ケア病棟の本来の姿が浮き彫りとなった。

回復期リハビリテーション病棟はリハビリテーション実績指数（入院時と退院時のADL数値が改善した指数）が引き上げられた。入院料1は37以上から「40以上」に、入院料3は30以上から「35以上」にそれぞれ引き上げられる（2020年9月30日までの経過措置あり）。ただ平均在棟日数と実績指数の関連でいえば、在棟日数が短いほど実績指数が高いというデータもあり、急性期からの新規患者受入と回復期リハ病棟からの退院早期化というベットコントロールなどを考慮した運営が不可欠となることも見逃さないでほしい。

地域包括ケア病棟入院料1・3、入院医療管理料1・3の実績要件等の見直しは、地域包括ケア病棟（病室）

（顧問 宮坂 佳紀）

令和元年度京都市保健福祉局との懇談会のご報告

令和2年1月28日(火)16時～18時、からすま京都ホテルにて京都市との恒例の懇談会を開催いたしました。京都市保健福祉局より保健福祉推進室2名、健康長寿のまち・京都推進室6名、計8名のご出席をいただき、当会からは役員13名が出席いたしました。

冒頭、井上会長及び健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課資格・認定給付担当課長遠藤洋一様の挨拶にはじまり、自己紹介を経て以下の本題に移りました。

(1) 「京都式ケアプラン点検」の今後の展開について (研修を通じた周知等の具体策)

令和元年度の「京都式」ケアプラン点検研修参加者数(合計367名/基礎コース2回開催・計223名、実践コース1回開催・144名)の報告、今後の活動として次年度以降の研修の継続実施や、「予防版」「施設版」のガイドラインを作成・公開、ガイドラインの評価基準項目について実態調査を基に改定版に着手すること、ケアプラン点検事業を実施していく上で「点検スタッフ(仮称)」の育成等について報告した。

(2) 介護保険の認定及び給付業務の集約化・民間委託に伴い懸念される事項について

京都市より改めて趣旨説明と具体的な対応と予測される対策について報告を受け、認定を受けられる市民、介護保険事業所等への混乱が無いよう最善の対応・対策を要望した。

(3) いわゆる65歳問題について

兼ねてより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきサービスを受けておられる方が65歳を迎える際に、介護保険法へサービス利用を引き継ぐ際の諸課題について、利用者にとって不利益や混乱の無いスムーズな移行をするための整理を引き続き検討する場を設け、対応していくことを確認した。

(4) 居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員に限定されるにも関わらず研修受講が間に合っていない問題について

平成31年4月に京都府と当会が行った居宅介護支援事業所の管理者アンケート調査結果より、京都市の事業所においては83事業所が令和3年4月の段階で主任介護支援専門員の配置について未定との回答があったと報告し、本経過措置は令和元年12月12日に開催された第172回介護給付費分科会にて令和9年度まで延長の見直しが進んでいるが、人材の確保や定着・育成も踏まえて、不足している実態を鑑み、京都市においても注視いただき今後も適宜情報交換を行うことを確認した。

(5) 生活援助の訪問回数が多いケアプランの取り扱い(実態と対応について)

京都市での平成30年10月以降の実績は27件あり、適正に処理されているとの報告を受けた。市の規模からして届出件数そのものが少ない印象も受けたが、レアケースであるが故に適切に対応されていると考えるのが妥当と思われる。

以上、5点について2時間の時間一杯を使って、有意義な情報交換をさせていただきました。引き続き、京都市とは、要介護者等の生活の安心・安全に資する活動のため、連携を密にして行っていくことを改めて実感する良い機会となりました。

お忙しい中、ご出席をいただきました京都市保健福祉局の皆様、誠にありがとうございました。

(副会長 小林 啓治)

令和元年度京都市北西・北東ブロック 合同研修会のご報告

「ハラスメントって何？ こういう場合はハラスメントって言うの？ どこに相談したら良いの？ 自分の経験や実力不足が原因なの？」 ～一人で悩まず、仲間を増やして、気軽に相談しよう～

令和2年2月15日(土)、京都社会福祉会館で京都市北西・北東ブロック合同研修会を開催しました。昨年10月に企画していた研修でしたが、台風19号の影響を考慮して直前に中止。その後の合同ブロック会議で、「事前アンケートの結果を会員と共有する必要がある」と再企画して実施しました。両ブロックの居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員526人に実施した事前アンケートでは、437人(83.1%)から回答があり、「現場でハラスメントを受けたことがある」等の質問に190人(43.4%)が「ある」と回答されていました。

講師に当会の小林啓治副会長、北川法律事務所弁護士の北川英幸氏を招きました。小林副会長からは「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」(介護保険最新情報vo.718)のデータを引用したハラスメントの実態について報告がありました。データではハラスメントを受けたと感じながらも「相談しなかった」ケースが20%もあることを紹介。ハラスメントを受けたことで、大切な職員が病気やケガ、離職につながってしまうため「一人で悩まずに組織的な対応が不可欠」と、事業所としてのハラスメント対策の基本的な考え方について説明いただきました。利用者や家族の介護サービスへの過度な期待や、不適切なサービスの要求等につながらないた

めの子防策として、事業者は介護保険サービスの業務範囲を理解し、その対応や説明方法を事業所内で統一する取り組みや、契約時に利用者や家族等に書面で周知する方法やポイント等を紹介。また環境因子や疾患が影響するような場合には、医療機関等の多職種の支援者と連携することの必要性についても講義いただきました。

北川弁護士からは、ハラスメントの問題を居宅介護支援事業所の事業主(管理者含む)と職員の雇用関係、事業者と利用者の利用契約関係に整理しながら解説。労働契約法や判例等の法的根拠を示しながら、事業主には職員を守る義務があることを説明いただきました。また、利用契約に関して、介護保険法で位置づけられている居宅介護支援について「誰の依頼を受けて、何を実施するのか、誰の立場に立って、どのように業務を行わなければならないか」基本的な根拠を再確認しつつ、ハラスメント対応の視点を学びました。

後半のグループワークでは、事業所の取り組み紹介や、抱えている課題を共有。「契約書に記載している『背信行為』はどの程度をいうのか?」「ハラスメントのある種の困難事例と考えがちで、ケアマネの力量が要因と考えてしまうが…間違いだった。」「クレーム時の面会を録音するのに同意は必要か?」等活発な質疑応答により研修内容の全体化を図りました。

最後に小林副会長より、「介護支援専門員は、居宅内で行われる密室性の高い仕事をしている。また、制度等のグレーゾーンで力量を発揮していることもあるが、通常業務を妨げてはいけない。日頃から事業所内で業務の平準化やマニュアル化、対応についての研修をすることで、ハラスメント予防に対する職員の意識付けを図ってほしい。」と研修を締めくくっていただきました。

(北西ブロック理事 北川 裕之)
(北東ブロック理事 塚田 聡)



創立20周年を迎えるにあたって

公益社団法人 京都府介護支援専門員会 会長 井 上 基

「走りながら考える」と言われた介護保険制度も、2000年4月のスタートから既に20年が過ぎました。同年11月に発足した京都府介護支援専門員会（旧：京都府介護支援専門員協議会）も、いよいよ成人式（20年）を迎えます。

ある漫才コンビのネタに「よその子とゴーヤは育つのが早い」という格言めいたセリフがあります。しばらく会わないうちに親戚や知人の子どもがあつという間に大きくなったように感じることを言い表していると思うのですが、皆さんにとって当会はどのような存在なのでしょう。

生まれたての新しい職種、職能団体として手取り足取り育ててもらった時期を経て、時には、周囲（社会や他職種）からのあまりに大きな期待に耐えられずに、反抗したり乱暴なことをしたりして批判を受けたこともあったかもしれません。（期待するからこそ、批判があるのだと思っています）

しかし、そんな中で紆余曲折しながらも、社団法人化や公益法人化という卒業試験をクリアし、20年の間に渡って京都府介護支援専門員会は活動を続けてきました。今、大人（20年）になった私たちがすべきことは、京都の介護支援専門員が築いてきた本会の歴史をきちんと振り返ると共に、その経験をもとに私たちの後につながる介護支援専門員とともに更に大きく成長していくことだと考えます。

この記念すべき日を、あつという間に育つた「よその子」としてではなく、苦勞して手塩にかけて育てた「わが子」として皆さんとともに祝いましょう。

20周年記念式典・祝賀会開催のご案内

京都府介護支援専門員会は、本年11月をもって創立20周年を迎えます。20年のあゆみを振り返り、関係団体様に引き続きのご支援・ご協力をお願いするとともに、長きに渡り当会の活動に尽力された方の表彰や、会員同士の交流・親睦を図るため、下記の通り記念式典・祝賀会を開催いたします。

— 記 —

- | | | |
|---------|------------------|-------------------|
| 【日 時】 | 令和2年11月21日（土） | 15時00分～20時00分 |
| 【場 所】 | ホテルグランヴィア京都 古今の間 | |
| 【プログラム】 | 第1部 | 15：30～16：30 記念式典 |
| | 第2部 | 16：30～17：30 記念講演会 |
| | 第3部 | 17：30～19：30 祝賀会 |

なお、当日は府民公開講座も別時間帯で開催致します。詳細につきましては、後日改めてご案内申し上げます。

公益社団法人京都府介護支援専門員会代議員の役割について

令和2年度は代議員選挙の年です。5月に“代議員”選挙が行われるにあたり、あらためてその役割や権限について、現役代議員のおひとりであり、過去には理事・ブロック委員も務めていただいた兒玉邦子さんへのインタビューをとおしてご紹介したいと思います。

「ブロック代議員（以下、代議員）の役割がよくわからない」とのご質問をいただくことがあります。

法人運営がその目的から逸脱していないかを監督する、と言ったら少し大げさかもしれませんが、重要な立場にあると思います。公益社団法人格をもっているわけですから、会に入会している介護支援専門員だけでなく、京都府内のすべての介護支援専門員、そして京都府民のための会であってほしいですね。年に一度の総会での発言権を生かして、各地域・各ブロックで吸い上げた現場の声を伝える、いわば“パイプ役”とも言えるかもしれません。



山城ブロック代議員
兒玉 邦子氏

「ブロック委員と代議員の違いがよくわからない」という質問も聞かれます。

理事・役員からなる執行部の地区組織として当会には10のブロックがありますよね。各ブロックでの研修企画立案や市町村間の情報共有といった運営を担うのがブロック委員です。一方、代議員は、先ほどお話したようにブロックの意見を総会の場で発言したり、当会の運営に対して意見を言ったりという役割です。

数について、ブロック委員は「10名以下」となっていますが、代議員は「各ブロックに属する正会員50名あたり1名」となっていますので、ブロックが有する“権限”という意味合いもあるように私は思います。役員などの解任といった物騒な（笑）訴えはしなくてよい会だとは思いますが、そうしたことができる“権限”がある、それが代議員です。

ブロック委員と代議員を兼務されている場合もあると思います。

担い手不足、という現状があるのでしょうか。私が理事退任後の平成24年に代議員になったときも、規程人数になるようにブロック内で協力してもらった経験があります。総会資料の読み込み、ブロックの課題の集約、総会（土曜日午後開催・年一回）出席など、会員によっては立候補が難しい方もおられるかもしれません。

私の個人的な考えなのですが、各ブロックの代議員のうち、半数はブロック委員が兼ねて、残りはブロック委員以外の会員に、というのは良いと思っています。各ブロックを構成する市町村やエリアの事情に詳しいブロック委員と情報共有しながら、また、それぞれの役割の違いを理解しながら補完し合う、そういう姿が良いように思っています。

新しい代議員の方、当会への期待と願いをぜひお聞かせください。

会の執行部の方々も一所懸命がんばっておられますが、会の運営視点に偏りがあったり、私たち現場で働く介護支援専門員の意見や想いから大きく外れることになったりしては残念です。私たち代議員は総会の議決権を持ち、法人の適切な業務運営を確保するためのさまざまな権限も付与されています。経験豊富で、各事業所で管理者クラスの方が代議員となっておられる場合が多いと思いますが、たとえば主任介護支援専門員になって間がないフレッシュな方の視点も

会の運営には必要だと思います。

府民一人ひとりが暮らすそれぞれの地域で自立支援、自己実現が叶うようなケアマネジメントであるように、当会に介護支援専門員のサポートをお願いしたいですね。ブロックで吸い上げられた意見、それがたとえ少数意見で実現には遠い意見であったとしても、しっかり国に届く様な組織であって欲しいです。

お忙しいところ、取材にご協力いただきありがとうございました。代議員は執行機関と牽制関係にあるということ、あらためて考える良い機会となりました。

(理事 北野 太朗)

令和2年度公益社団法人京都府介護支援専門員会 代議員選挙について — 立候補および推薦について —

公益社団法人京都府介護支援専門員会定款第11条5項に基づき、令和2年5月に代議員選挙を実施いたします。つきましては、代議員選挙に立候補される方は、ホームページにて定款、規程、細則をご確認いただき、必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 立候補者の資格

- ・京都府介護支援専門員会の正会員（当法人定款第5条（1））であること。
- ・当法人正会員3名からの推薦があること。

2. 受付方法

所定の様式に必要事項をご記入のうえ郵送にて受付先に送付してください。（持参も可）

様式は公益社団法人京都府介護支援専門員会ホームページの会員ページよりダウンロードしてください。

<http://www.kyotocm.jp/contents/downloads/>

- ・【様式・代1】立候補届出書
- ・【様式・代2】立候補者推薦届出書

3. 受付締切

令和2年5月14日（木）必着

4. 受付先

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都7階
公益社団法人京都府介護支援専門員会 事務局（TEL 075-254-3970）

5. 結果

令和2年5月18日（月）に、ホームページに掲載いたします。

令和2年度 定時総会

日 時 令和2年6月20日（土） 午前
場 所 ハートピア京都 4階 第4・5会議室

※代議員立候補者の方は、ご予約いただきますようお願いいたします。総会案内は改めてお送りいたします。

事務局からのお知らせ

■ 会員証について

令和2年3月15日(日)までに令和2年度会費を納入いただいた会員様には会員証を同封しております。それ以降にご入金の方には発行できませんのでご注意ください。

なお、令和2年度会費未納の会員様につきましては、入会及び退会規程第5条に基づき令和2年4月1日以降のサービスが停止となっております。

■ 「令和2年度京都府介護支援専門員研修のご案内」について

「令和2年度京都府介護支援専門員研修のご案内」冊子ができあがりしました。府内事業所の管理者様へ送付しております。会員の皆様にも同封いたしましたので、ぜひご活用ください。

■ 会員情報の更新について

現在ご登録いただいている会員情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス・勤務先等)に変更がある場合は、必ず同封の「住所・氏名・勤務先等の異動届」をご提出ください。当会ホームページの入力フォーム(<http://www.kyotocm.jp/contents/transfer/>)からの送信も可能です。



■ メールマガジンのご案内

メールマガジンは介護保険や医療保険の制度関連の最新情報のほか、当会が実施する企画研修の案内や介護支援専門員にとって必要な情報が満載です。当会ホームページ「メールマガジン申込フォーム」からお申込み、または「mail@kyotocm.jp」宛にメールにてお申込みをお願いします。(携帯電話のメールアドレスをご登録される場合は受信拒否設定の解除、「mail@kyotocm.jp」からの受信許可設定をお願いします)

宛先 mail@kyotocm.jp 件名 メールマガジン希望 本文 会員番号/氏名/配信希望メールアドレス

編集後記

私は地域包括支援センターにいたので、インテーク相談にかかわることも度々あります。電話などで「あのう、ちょっと聞きたいんですけど…」と始まると、大抵は初めての方です。「介護保険のことはそちらでいいのでしょうか」と続くと、こちらも思わず背筋が伸びる瞬間です。そんなセンターでも最近では、匿名の電話も増えてきました。淡々と内容を語られ、見えない距離感が常に相談者との間にあります。「わかりました。また電話するかもしれません。」と言い残されて終わります。匿名相談を否定するわけではありませんが、相談者によって配慮すべきポイントが異なる、とテキスト(七訂介護支援専門員実務研修テキスト上巻P372)で紹介されています。でもそこには匿名相談についての記載はありません。

しかし、私の経験から思い返すと匿名電話をされる方は、次の三者に大きく振り分けられます。①内容、身元も全て隠したい②情報だけほしくて、関わって欲しくない③同じ業界の人。③の方は言葉遣いというか、空気というか、耳だけで感じとれます。不思議です。そして大体当たっています。

相談を受ける身としては、言語、非言語表現も大事ですが、「匿名という塞ぎの中に、今その人はある」ということにも気を配ることのできる介護支援専門員でありたい、と思っています。(常任理事 柴田 崇晴)

京都ケアマネ・ポート63号

2020年5月1日発行

発行人：井上 基

広報委員長：中嶋 優

広報委員：北野 太郎 柴田 崇晴 村上 晶之 橋本 かおり 山田 英雄 松本 善則

発行元 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: info@kyotocm.jp URL: http://kyotocm.jp/

京都銀行 府庁前支店 普通口座 4151049 シャ)キョウトフカイゴシエンセンモンインカイ